

2024年7月12日

「再投稿」にあたっての注意喚起

機関誌編集委員会

2023年3月30日付で本HP上に「『再投稿』にあたってのお願い」を掲載しました。残念ながら、お願いむなしくその後も不適切な再投稿が頻発しております。そのため、あらためて注意喚起を行うことといたしました。

不適切な再投稿について直近(2023年度)の例をあげますと、1)本誌でリジェクトされた論文が無修正のまま即座に再投稿された事案、2)原稿の種類(投稿カテゴリー)の変更をもって新規投稿であると自己判断し関連論文が送付されなかった事案、3)再投稿に際して不注意から関連論文が送付されなかった事案、などが発生しました。

このうち、事の重大さに鑑みて、事案1)について経緯等を共有します。

この事案が発生した要因の一つは、リジェクト論文の無修正再投稿でありながら、「投稿チェックリスト」の再投稿に関する項目に「非該当」という誤ったチェックがなされていたことにあります。編集委員会は投稿者の申告を信頼し、これを新規投稿として受理しました。その後の点検の結果、査読フローに回ることになりましたが、意図せず前回と同じ査読委員にご担当頂いたことで、無修正のまま再投稿されたことが発覚しました。仮に他の査読委員に審査をご担当頂いたとすれば見過ごされていたかもしれません。

本件について、リジェクト論文を無修正で投稿した理由を投稿者に尋ねたところ、投稿要領を見落としたことが原因であると釈明しておりました。いずれにしても、リジェクトされた論文を無修正のまま投稿したこと自体に弁解の余地があるとは思えません。このような投稿は、編集委員や査読委員の努力を軽んじており、ピアレビューの精神を蔑ろにするものです。査読委員の方々はみな実績のある教育・研究の実践者です。お忙しいなか、学問の発展のためにご自身の貴重な時間を割きつつ論文を精読し、丁寧なコメントを作成なさっています。学問の担い手であろうとすれば、そうした査読者の誠実な取り組みに敬意を払って頂きたいと編集委員会一同心から願っております。

以上のような事案の発生をうけ、再投稿に関するルールづくりが必要になってきました。当面は注意喚起にとどめますが、編集委員会として規定の整備を進めて参りたいと考えます。投稿をご検討の皆様には、投稿要領と投稿チェックリストをご確認頂くことを、あらためてお願い申し上げます。

【参考】

●一般社団法人日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』投稿要領

4. 過去に本誌に投稿され、不掲載、または取下げとなった論文を再投稿する場合には、以前の投稿論文と修正についての説明文書を添付することとする。

●投稿チェックリスト(再投稿関連項目)

同じデータ等に基づいた別の論文・報告書等がある場合、資料として添付してあるか。添付資料がある場合には、そのタイトル、掲載誌、発行年が明記されているか。

非該当

本誌に投稿された論文の再投稿の場合は、以前の投稿論文(関連論文)と修正についての説明文書を資料として提出しているか

非該当

また類似のデータについての別の論文がある場合は、資料として添付し、その論文との関係性について本文で明記しているか(匿名性の確保に留意する)

非該当